

論点に対する回答

分 野	刑事手続のデジタル化について
省 庁 名	警察庁
以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。	
<p>現行の刑事手続は、その多くが書面・押印・対面を原則としており、行政手続や民事手続と比べ、デジタル化が遅れている。刑事手続に関わる国民の負担の軽減や、円滑・迅速な刑事手続を実現する観点から、デジタル化に向けた検討が始まっているが、刑事手続の性格に留意しつつ、デジタル原則を踏まえた見直しを徹底することが求められる。</p> <p>【論点 1】</p> <p>「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」において、取りまとめが行われたが、検討会における主要な論点項目、及び、意見の対立があった論点を中心に、ご説明願いたい。</p>	
<p>【回答 1】</p> <p>検討会の取りまとめ事務は法務省で行っており、お尋ねの点については法務省に説明を委ねたい。</p>	
<p>【論点 2】 書類の電子データ化、発受のオンライン化について</p> <p>【論点 2－①】</p> <p>告訴・告発のように、一般の国民が行う手続については、オンラインによる提出を可能とすべきではないか。また、正式な提出の前後に行われる相談等についても、事案の特質等により対面による相談が特に必要な場合を除き、ウェブ会議等の活用によるオンライン完結を実現すべきではないか。</p>	
<p>【回答 2－①】</p> <p>相談段階も含め、告訴・告発の手続にオンラインを活用することは、国民の負担軽減という観点から、検討すべきことと考えているが、運用に当たっては、告訴権の有無等の要件を確認する方法や情報セキュリティ対策について検討する必要があることに加え、濫告訴（告発）による混乱を防止するた</p>	

めの措置を講じる必要があるものと考えている。

【論点 2-②】

交通反則告知書に多くの国民が署名押印をしている実態がある。こうした庁舎外で多数作成される書類についても、署名押印の在り方含めデジタル社会に即した見直しが講じられるべきであるが、現在の検討状況、今後の検討体制等をお示しいただきたい。

【回答 2-②】

捜査書類への署名押印等については、刑事訴訟法等の法令により求められるものであることから、今後の法制面の検討状況を踏まえつつ、適切に対応してまいりたい。

その上で、交通反則切符の供述書欄も含め、庁舎外で作成される捜査書類についても、電子的に作成する場合には、庁舎内において作成する場合と同様の措置を講ずることになるものと考えている。

【論点 3】

刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築※について、以下の点も踏まえて、現在の検討状況及び今後の検討方針をお示しいただきたい。

- ① 制度面の検討が終了してから、システムの設計を検討するのではなく、両者は並行して行うべきである。
- ② システム設計を進める前提として、警察の内部業務の標準化・合理化など BPR を徹底し、不必要なローカルルールがある場合は、その排除に取り組むべきである。
- ③ 個別の手続ごとのシステム整備が容易となり、機動的・柔軟で継続的な改善が可能となるよう、システム間の疎結合を意識した設計を行うべきである。
- ④ 個別の手続だけでなく一連の手続としてデジタル化することを念頭に置きつつ、関係者間で緊密に連携するべきである。
- ⑤ 関係者の負担軽減や手続の円滑化・迅速化を実現するためには、国民や現場の警察官を含む全ての関係者に利用されるシステムを構築する必要があるところ、開発段階から実際の利用者による試行を繰り返すと

もに、運用開始後もオンラインシステムの利用状況を定期的に調査・検証することにより、システムの継続的な改善に取り組むべきである。

※ 規制改革実施計画(令和3年6月18日閣議決定)(抄)

法務省及び警察庁は、司法府における自律的判断を尊重しつつ、刑事手続におけるデジタル技術の活用のために必要不可欠となるシステム構築を含めたデジタル基盤の整備に向けた取組を推進する。特に、警察庁は、デジタル化により、都道府県警察における捜査や事件管理・証拠品管理等を効率的に推進するための全国統一的なシステムの構築を目指し、その時期も含めて必要な検討及び調整を行う。

【回答3】

全国統一的なシステムの構築のためには、都道府県警察における業務の実態や、既存システムの詳細について調査し、新たなシステムにおいてどのような機能が求められるのか整理する必要があるところ、現在、警察庁においては、ユーザーとなる都道府県警察との意見交換を重ねている。

また、新たなシステムの検討に当たっては、法務省や最高裁判所等の関係機関との関係についても調整する必要がある、組織間関係の在り方についても、デジタル庁を交えて、検討を行っている。

引き続き、法制面の検討状況を踏まえつつ、必要な準備を進めてまいりたい。

【論点4】

刑事手続におけるデジタル化について、早期に法制審議会に諮問の上、令和5年の通常国会に改正法案を提出するべきではないか。仮に、令和5年の通常国会に改正法案を提出することが困難である場合、その理由及び改正法案提出までのスケジュールを示していただきたい。

その上で、司法府における自律的判断を尊重しつつ、デジタル化のメリットが大きく、かつ、早期に実現可能なものから試行や先行運用を開始するとともに、本格的な運用についても、民事訴訟手続や家事事件手続等に大きく遅れることなくデジタル化するべき。

【回答4】

法整備の必要性等については、「刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会」における議論も踏まえ、法務省において検討されているものと承知している。